

判 決 要 旨

令和4年5月25日判決言渡

平成26年(ワ)第5号 行政処分取消請求事件 (第1事件)

平成26年(ワ)第11号 行政処分取消請求事件 (第2事件)

5 口頭弁論終結日 令和4年1月12日

原告 熊本市、玉名市、宇城市及び荒尾市に居住する36名

被告 熊本市、玉名市、宇城市、荒尾市

裁判所の構成 裁判長裁判官 中辻雄一郎、裁判官 坂本清士郎、裁判官 牧野英美

10

主 文

1 別紙処分一覧表1の「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁が「処分日」欄記載の各年月日付けで「処分の名宛人」欄記載の者に対してした各保護変更決定処分を取り消す。

15

2 別紙処分一覧表2の「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁が「処分日」欄記載の各年月日付けで「処分の名宛人」欄記載の者に対してした各保護変更決定処分を取り消す。

3 訴訟費用は被告らの負担とする。

(別紙処分一覧表の添付は省略する。なお、別紙処分一覧表には、原告番号に対応する原告氏名、処分行政庁〔所轄の福祉事務所長〕、処分の名宛人及び
20 処分日が記載されている。)

第1 事案の概要

25

厚生労働大臣の定める生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)は、平成25年5月16日付け厚生労働省告示第174号により改定(以下「本件改定」という。)された。

本件は、熊本県内に居住して生活保護法に基づき生活扶助費の支給を受けてい

る原告らが、所轄の福祉事務所長が本件改定を受けてした、各原告の生活扶助費を減額する旨の保護変更決定（以下「本件各決定」という。）は、憲法25条1項、生活保護法3条及び8条に違反する違憲、違法なものである旨主張して、被告らを相手に、その取消しを求める事案である。

第2 判断の要旨

1 生活扶助基準の改定に対する司法審査の枠組みについて

(1) 生活扶助基準の改定は厚生労働大臣の裁量の逸脱又は濫用がある場合に違法となること

ア 生活保護法3条によれば、同法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないところ、同法8条によれば、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。これらの規定にいう最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、これを保護基準において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、生活扶助基準を改定するに際し、改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣に上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるものというべきである。

イ また、生活扶助基準が改定され、基準額が減額された場合には、改定前の基準額が支給されることを前提として生活設計をしていた被保護者の生活に多大な影響が生ずることも想定されるから、厚生労働大臣は、生活扶助基

準を改定するに当たっては、被保護者間の公平や国の財政事情等の見地に基づく生活扶助基準の改定の必要性を踏まえつつ、生活扶助基準の改定によって不利益を被る被保護者の生活への影響についても可及的に配慮するため、その改定の具体的な方法等について、激変緩和措置の要否も含め、上記アと同様の専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきである（上記ア、イにつき、最高裁昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁〔堀木訴訟最判〕、最高裁平成24年2月28日第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁〔老齢加算廃止東京訴訟最判〕、最高裁平成24年4月2日第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁〔老齢加算廃止福岡訴訟最判〕参照）。

ウ.そして、生活扶助基準の改定については、これまで各種の統計や専門家の作成した資料等に基づいて従前の生活扶助基準と一般国民の消費実態との比較検討が行われてきたことに照らすと、生活扶助基準の改定が生活保護法3条、8条2項の規定に違反して違法と判断されるのは、生活扶助基準の改定に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点ないし被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合であるものと解される（上記老齢加算廃止福岡訴訟最判参照）。

(2) 裁判所の審査方法

その上で、生活扶助基準の改定については、最低限度の生活の水準や一般国民の消費実態、生活扶助基準の改定によって被保護者の生活に生ずる影響等を統計等の客観的数値により把握し、それらを的確に評価することが前提となることから、上記(1)ウのとおり各種の統計や専門家の知見を踏まえた検討がされてきた経緯に加え、生活保護基準が国民の生存権を保障した憲法25条1項の趣旨を具体化した重要なものであることを併せ考慮すると、上記(1)の厚生労働大臣の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、生活扶助基準の改定に

至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否かの観点ないし被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点から、統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきである（上記老齢加算廃止福岡訴訟最判参照）。

2 2分の1処理の違法性の有無について

(1) ゆがみ調整は、全国消費実態調査の統計データを使用し、一部回帰分析の手法を用いて、年齢階級別、世帯人員別及び級地別に、生活扶助基準の展開と第1・十分位に属する世帯の消費実態との間にどの程度乖離が生じているかを分析し、その較差を是正するために行われるものであり、その性質上、専門家による高度の専門的知見に基づく分析及び検証を必要とするものであった。そして、実際に、ゆがみ調整の基礎となる平成25年検証は、2年弱の間13回にわたって開催された基準部会において、8名の専門家の関与の下に行われた綿密な議論に基づくものであった。

(2) もっとも、厚生労働大臣は、ゆがみ調整を行うに当たって、平成25年検証の結果を反映させる比率を全ての被保護世帯につき2分の1とする処理を行っているところ、ゆがみ調整の基礎となる平成25年検証が専門家による長期にわたる綿密な議論を経たものであること、2分の1処理が平成25年検証の結果を反映させる比率を全ての被保護世帯について半減させるもので、ゆがみ調整による改定の本質的部分を改変する措置であったことに照らすと、厚生労働大臣は、2分の1処理の必要性・合理性やその効果、各類型の被保護世帯（特に平成25年検証の結果増額すべきとされた高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯）に生じる影響等について、専門的知見に基づく適切な分析及び検証を行い、2分の1処理を行うか否かを検討することが必要であったというべきである。

(3) しかるに、本件改定がなされるまで、基準部会の委員らに対しても、厚生労働大臣が検討していた2分の1処理については明らかにされておらず、厚生労働大臣が専門的知見に基づく適切な分析及び検証を行った形跡は認められな

い。また、厚生労働省は、平成25年1月上旬ころに取扱嚴重注意の資料として作成した書面を用いて、内閣官房副長官との間で2分の1処理を行うことについて協議を行っており、上記書面には基準部会が同月18日に報告書を取りまとめ、同月末に平成25年度政府予算案を閣議決定するスケジュール案が記載されているから、厚生労働省は基準部会に諮ることなく平成25年に本件改定を行うことを内部的に決定していたことが窺われる。一方、上記協議が行われたのは平成25年報告書が取りまとめられるより前であり、2分の1処理を行う必要性や影響等について基準部会の委員らに意見聴取するなどして、専門的知見に基づく適切な分析及び検証を行うことは容易であった。

したがって、厚生労働大臣は2分の1処理を行う旨判断するに当たって専門的知見に基づく適切な分析及び検討を怠っており、その判断の過程及び手続には過誤、欠落が認められるといわざるを得ない。

3 デフレ調整の違法性の有無について

(1) デフレ調整を行うに当たっては専門的知見に基づく複合的・多角的な分析及び検証を行うべきであったこと

ア デフレ調整は、平成20年及び平成23年について生活扶助相当品目を対象とする物価指数である生活扶助相当CPIを算出して把握した物価下落率に基づいて生活扶助基準を改定するものであり、その性質上、専門家等による高度の専門的知見に基づく分析及び検証を必要とするものであった。

イ また、平成15年中間取りまとめにおいて消費者物価指数を生活扶助基準の改定の指標とする可能性について示唆されることはあったが、昭和59年以降厚生労働大臣の採用する水準均衡方式の下では政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当であるとされ、賃金や物価の伸びは参考資料にとどめるべきであるとされてきたし、本件改定に至るまで、物価変動率を基礎とした生活扶助基準の改定の手法について実質的な検討が行われたことはなく、生活扶助相当CPIという物価指数の算定方法は、本

件改定に当たって厚生労働省により初めて考案されたものであった。したがって、本件改定が行われた当時、物価変動率を基礎とした生活扶助基準の改定を行うことの適切性や、その際の物価指数の算定方法等の改定の具体的手法について専門家による検討や議論が蓄積されている状況にはなかった一方、デフレ調整による財政効果は非常に大きく、本件改定による全体の財政効果のうち大半を占めており、生活保護費の大幅な減額の要因となったものであったことに照らすと、厚生労働大臣は、物価の動向を勘案した生活扶助基準の改定を行うことの適切性や、生活扶助相当CPIを使用した物価下落率算定の適切性、物価の動向を把握するためのその他の具体的手法の可能性等について、専門的知見を踏まえた複合的・多角的な分析及び検証を行うことが必要であった。

(2) 基準部会においてデフレ調整について全く検討されていないこと

ア 厚生労働大臣がデフレ調整を行うことについては基準部会において全く議論されておらず考慮の外に置かれていたこと、平成25年報告書とりまとめ直前の基準部会において、委員から消費者物価指数や賃金の動向については基準部会で議論がされておらず合理的説明ができていないことを明らかにしてもらいたい旨の指摘がされていることに照らすと、デフレ調整に関して、基準部会等の専門家が関与して統計等の客観的な数値等に基づく分析、検討がされていたということとはできない。

イ もちろん、基準部会に諮り了承を得ることが生活扶助基準の改定に当たり不可欠であるというわけではないし、政策的にデフレを考慮して基準額を減額すること自体が許容されないわけでもない。しかし、専門部局である厚生労働省社会・援護局が考案した生活扶助相当CPIを用いたという点において専門性が認められるとしても、それが内部的な検討にとどまり、外部からの視点に全くさらされていない以上、その客観性や合理性が担保されているとはいえない。また、基準部会は期限付きでない常設部会として設置されて

おり、基準部会その他の外部の専門家による統計等の検証を経て専門的な事項を議論することも十分可能であった一方、その検証等を経ずに厚生労働大臣がその判断のみでデフレ調整を行う緊急性があったとまでは認められないこと、生活扶助基準の改定を水準均衡方式により行うことが政策判断の過程においても定着し、物価の上昇や下落が直截的に改定の理由とされたことがなかったことに鑑みると、本件改定に当たってもデフレ調整により被保護世帯にいかなる影響が生じるか、デフレ調整を行って設定される生活扶助基準が適切であるか等について、専門的知見に基づき適切な分析及び検証を行うことが必要であったというべきである。

10 (3) 生活扶助相当CPIを算出する際に使用した統計データについて

ア 厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIを算出するにあたり、平成22年の全国平均の総務省CPIの算出の基礎とされた平成22年の家計調査の全国平均の品目別支出金額に基づいて算出されたウエイトを使用している。

イ しかし、家計調査における調査対象世帯全体のうち第1・五分位に属する世帯は概ね20%、第1・十分位に属する世帯は概ね1.0%にとどまっているから、家計調査に基づく全国平均の品目別支出金額のデータには、被保護世帯と類似の消費実態を有する低所得世帯の消費実態が適切に反映されていない可能性がある。

ウ また、基準部会において、物価指数は世帯類型や所得階級ごとにその消費構造に応じて全く異なる可能性があることに留意すべきであり、生活扶助基準の改定に際して全国一律の物価指数を考慮することは非常に慎重に考えなくてはならないとの意見が出されており、実際に、平成22年家計調査における全国平均の10大費目別のウエイトと社会保障生計調査に基づく被保護世帯の10大費目別の消費支出の割合は、特に教養娯楽の費目については大きく異なっている（全国平均のウエイトの方が被保護世帯のウエイトより相当程度大きい）。そして、平成21年から平成23年にかけて、テレビや

パソコン等の耐久消費財の物価が下落し、平成23年の消費者物価指数の前
年比の増減に対する教養娯楽用耐久財の寄与度が大きいことや、テレビやパ
ソコン等が含まれる教養娯楽の費目の物価指数が、平成21年から平成23
年にかけて（他の費目と比較しても大きく）下落していることからすれば、
平成20年から平成23年にかけての生活扶助相当CPIの下落には教養
娯楽用耐久消費財による物価下落が相当程度寄与したものと考えられる。一
方、被保護世帯におけるテレビの保有率は他の世帯とあまり変わらないもの
の、被保護世帯は生活必需品は古いものをそのまま使い続けていることが多
く、高価なパソコン等の教養娯楽用耐久財を購入する機会は多くないと考え
られる。そうすると、平成20年及び平成23年の生活扶助相当CPIを算
出するに当たって全国平均の総務省CPIの算出の基礎とされた品目別の
ウェイトを使用した場合、被保護世帯における消費支出の割合が他の世帯に
比して大きくない教養娯楽用耐久財の物価下落による影響を過大に評価し
てしまう危険があったものというべきである。

エ 他方、厚生労働大臣は、家計調査において公表されていた年間収入五分位
階級別及び年間収入十分位階級別の10大費目、中分類及び小分類ごとの1
世帯当たりの支出のデータに基づき、年間収入第1・十分位又は第1・五分
位に属する世帯について、10大費目、中分類及び小分類ごとのウェイトを
算出し、より被保護世帯の消費実態に近いウェイトに基づく消費者物価指数
の算出を試みることも可能であったと考えられる。また、厚生労働省は、社
会保障生計調査によって明らかとなっていた被保護世帯の10大費目及び
中分類ごとの消費支出のデータに基づいて、被保護世帯における10大費目
及び中分類ごとのウェイトを算出することも可能であったと考えられる。

オ 小括

以上の検討によれば、厚生労働大臣が本件改定において採用した生活扶助
相当CPIを算出する手法が、物価下落により被保護世帯の受ける影響を測

定する唯一の手法であったということとはできない。かえって、上記手法を用いることで生活扶助相当CPIが被保護世帯の消費実態を適切に反映しない指数となり、被保護世帯における消費支出の割合の低い教養娯楽用耐久財の物価下落を過大に評価する危険性も存在したことからすれば、上記手法が、他の統計データを使用して物価指数を算定する手法と比較するなどしてその適切性について分析及び検証を行う必要がなかったといえるほどの合理性を有していたとまでは認められない。

そして、厚生労働大臣は、物価下落による影響を勘案して生活扶助基準を改定するに当たっては、物価指数の算定のために利用可能な統計データのいずれを使用するかや、算定された指数が適切であるかについて専門的知見に基づき適切な分析及び検討を行うべきであったし、基準部会において全国一律の物価指数を考慮することは慎重に考えなくてはいけない旨の意見が出されていたことや、過去に物価指数の変動を直接的に考慮して生活扶助基準の改定がされたことがなかったことに照らすと、上記分析及び検討を行う必要があることを認識することは容易であったと考えられる。

(4) 物価下落率の算定の基準時として平成20年を選択したことについて

ア 厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIにより物価下落率を算定する起点として平成20年を選択しているが、全国年平均の総務省CPIは平成16年から平成19年まではほぼ横ばいであったが、平成20年には11年ぶりに1%を超えて1.4%上昇した後、昭和46年以降最大の下落幅である1.4%の下落となり、その後も下落を続けていることからすれば、平成20年を起点として物価下落率を算定すると、平成19年から平成20年にかけての特異な物価上昇を考慮せず、平成20年以降の物価下落のみを評価することになることは明らかである。一方、平成16年の改定後、本件改定までの9年間にわたり生活扶助基準の見直しはされていなかったことに照らすと、厚生労働大臣が平成20年を物価下落率の算定の起点とする旨の判断をした

ことに合理性があると認めることは困難である。

イ また、平成20年を物価下落率の算定の起点とすることによって上記のような弊害が生じることは容易に想定することが可能であるから、厚生労働大臣は、少なくとも物価下落率の算定の起点を平成20年とすることの適切性や前回の改定がされた平成16年など他の時点を起点とする可能性について、基準部会に諮るなど専門的知見に基づく複合的・多角的な分析及び検討を要したものである。

(5) したがって、厚生労働大臣は、デフレ調整を行う旨判断するに当たって専門的知見に基づく適切な分析及び検討を怠ったものであり、その判断の過程には過誤、欠落が認められるといわざるを得ない。

4 ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行ったことの違法性の有無

本件改定においては、ゆがみ調整による減額分が3年間で90億円、デフレ調整による減額分が580億円であり、その財政効果は大きなものである一方、ゆがみ調整とデフレ調整が併せて行われたことにより基準額の減額幅が大きなものとなっているところ、平成19年検証においては生活扶助基準の体系の適切性と水準の適切性が併せて検証されていたもので、ゆがみ調整の基礎となった平成25年検証においても、少なくとも第10回基準部会までは、平成19年検証を踏まえて生活扶助基準の水準の検証と一体的に、年齢階級別、世帯人員別、級地別の指数について検証を行うことが議論されており、その後の基準部会における議論及び平成25年報告書の内容を見ても、基準部会において水準の妥当性の検証を行わないことや平成25年検証の結果に基づくゆがみ調整とは別に水準の調整を行う可能性があることや、その当否についての実質的な旨の議論がされた形跡は窺えない。また、平成25年報告書には、生活扶助基準が生活保護において保障すべき健康で文化的な最低限度の生活水準であることから、被保護世帯と隣接した一般低所得世帯として第1・十分位に属する世帯を比較対象として設定した旨が記載されており、平成25年報告書は、平成25年検証の結果に基づく

ゆがみ調整を行うことにより生活扶助基準の水準の妥当性も調整されることを前提として作成されたものと考えられる。

そうすると、厚生労働大臣は、ゆがみ調整及びデフレ調整の手法についてそれぞれ分析・検証するにとどまらず、ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行うことによる影響等について、統一的に分析・検証をすべきであったと考えられるところ、厚生労働大臣が上記の統一的な分析・検証を基準部会等の専門家に諮った形跡は皆無である。かえって、厚生労働大臣は、本件改定に際してゆがみ調整に加えてデフレ調整を行うことによって物価の影響等を重複して考慮するなどの問題が生じる可能性を想定し得たものと考えられる。したがって、厚生労働大臣は、ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行うことを決定するに当たって適切な分析・検証を怠ったものであり、その判断の過程には過誤、欠落が認められる。

5 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、厚生労働大臣の本件改定に至る判断の過程、手続には統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見等との整合性を欠いている点で過誤、欠落があると認められ、厚生労働大臣はその裁量権を逸脱又は濫用したものといわざるを得ない。したがって、本件改定は、生活保護法3条及び8条2項の規定に違反する違法なものである。

以上

【声明】

国に基準引き上げを求め、生活保護減額を違法とした熊本地裁判決に従い控訴を断念し、制度を改善することを求める

2022年5月25日

全国生活と健康を守る会連合会

会長 吉田 松雄

東京都新宿区新宿 5-12-15

KATOビル3階

TEL 03 (3354) 7431

FAX 03 (3354) 7435

熊本地裁判決は5月25日、熊本県内の生活保護利用者36人が、国が2013年10月から3年間行った生活保護減額は、生存権を保障した憲法25条に反するとしてたたかった「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、減額は生活保護法に反するとして、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。「大阪地裁」に次ぐ地裁段階での歴史的な勝訴判決であり、この間の地裁不当判決を乗り越えた画期的な判決です。全国29都道府県の1000人近い原告がたたかっている「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」に、大きな影響を与えるものです。

全生連は、04年の高齢加算減額、13年から連続して強行された保護減額処分の取り消しを求め、全国1万人審査請求運動などに取り組み、裁判を共にたたかってきました。引き続き裁判勝利のために奮闘する決意を表明します。

熊本地裁判決では、大阪地裁の「デフレ調整に対して統計等の客観的な数値等との合理的関係性や専門的知見との整合性を欠く」としたのに加え、「ゆがみ調整」についても大臣の過誤欠落があると、一步踏み込んだ内容でした。

判決は全生連の主張と要求の正当性を証明するものです。また、連続して保護基準を引き下げてきた当時の安倍政権の社会保障削減政策を正面から問うものです。

私たちは、国、被告処分庁（福祉事務所）に控訴を断念し、速やかに判決を確定することを強く要求します。また、国には判決に基づいて、保護基準を元に戻すことを強く要求します。

コロナ感染症の収束が見えない中で、貧困と経済格差が広がり、国民の生存権を保障する生活保護制度の役割は極めて重要になっています。しかし、生活保護を必要とする人のうち、20%程度の人しか利用できていません。コロナ禍の下で生活保護制度が機能を発揮できるようにすることが必要です。

全生連は、社会保障の改悪中止、引き下げた生活保護基準を元に戻し、国民の生存権保障確立を求めるすべての人々、団体、政党と共同し、引き続き要求を実現するために奮闘するものです。

以上

第 26 回参議院選挙に関する声明

7月10日に行われた参議院選挙は、大方の予想通り、自由民主党や日本維新の会が議席を大幅に増やし、衆議院に続いて参議院でも改憲勢力が議席の3分の2を超える結果となった。かたや立憲野党は、社会民主党が1議席を死守する一方で、立憲民主党も日本共産党も選挙前に比べて議席減となってしまった。

より詳細に見ると、自由民主党が議席を増やしたのは1人区を含む選挙区に限られており、比例区ではむしろ1議席減らしている。逆に立憲民主党は、比例区では改選議席数を維持、議席減となったのは1人区を含む選挙区でのことであった。2016年、2019年と立憲野党が積み重ねてきた32の1人区すべてでの候補者の一本化が今回わずか11にとどまり、また、その11の選挙区でも選挙共闘体制の構築が不十分に終わった結果、勝利できたのは青森、長野、沖縄の3県だけに終わった。

2016年に11議席、2019年に10議席を1人区で勝ち取ったことと比較して、野党共闘の不発が今回の選挙結果に結びついたことは明らかである。各地の選挙区で厳しいたたかいを最後まで懸命にたたかい抜いた全国の市民連合の皆さんに深い敬意を表するとともに、立憲野党各党には本格的な共闘への取り組みをまずは国会で一刻も早く再開することを呼びかけたい。

むろん1人区だけでなく、複数区や比例区のたたかい方でも課題は見られた。複数区で日本維新の会の全国政党化を阻止したのは極めて重要な成果であったが、特に比例区において立憲野党各党は伸び悩み、日本維新の会や右派小政党に隙を突かれた。これらの課題は立憲野党だけでなく、私たち市民連合も今一度大きな広がりを作り直していくことが不可欠であることを示している。

結果としては改憲勢力に3分の2を許してしまったが、安倍元首相の殺害という重大事件によって選挙戦が最終盤で大きく歪められてしまったことに加えて、もともと岸田自民党がいかなる政策も明確に訴えなかったこともあり、9条改憲や歯止めなき軍事力強化路線が信任されたとは到底言えない状況である。市民連合としては、自己目的化した改憲の企てを阻止し、いのちと暮らしを守る政治の実現を求める広範な取り組みを建て直していきたい。

2022年7月11日

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

I. 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

・我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、**内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。**

・世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、**当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。**

【第1段階】総合緊急対策を講じることにより、**国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。**
予備費の活用等により**予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保。**

【第2段階】骨太方針2022や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画を**ジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。**

・大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める**経済財政運営の枠組みを堅持。**民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、**躊躇なく機動的なマクロ経済運営**を行う。

・持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。**経済あつての財政**であり、**経済をしっかり立て直す**。そして、**財政健全化**に向けて取り組む。

II. 新しい資本主義に向けた改革

- **社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ**
- **官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現**

新しい資本主義に向けた重点投資分野

社会課題の解決に向けた取組

1. 人への投資と分配

- ・スキルアップ、多様な働き方の推進
- ・質の高い教育
- ・賃上げ・最低賃金の引上げ（全国加重平均1000円以上）
- ・「資産所得増進プラン」（NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等）

2. 科学技術・イノベーションへの投資

- ・量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野への官民が連携した投資の抜本拡充

3. スタートアップ（新規創業）への投資

- ・スタートアップ育成5か年計画を本年末に策定（5年10倍増）

4. グリーン・トランスフォーメーション（GX）への投資

- ・150兆円超の官民投資に向けた成長志向型カーボンファイナンス構想の具体化やGX経済移行債（仮称）の検討

5. デジタル・トランスフォーメーション（DX）への投資

- ・テクノロジーマップの整備・実装、マイナンバーカードの普及

● 民間による社会的価値の創造

- ・PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
- ・社会的インパクト投資、共助社会づくり
- ・イノベーションを促す競争環境の整備

● 包摂社会の実現

- ・少子化対策・こども政策、女性活躍
- ・共生社会づくり、孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援

● 多極化・地域活性化の推進

- ・デジタル田園都市国家構想
- ・分散型国づくり、地域公共交通ネットワークの再構築
- ・多極化された仮想空間へ
- ・中堅・中小企業の活力向上、債務増大への対応
- ・観光立国の復活、文化芸術・スポーツの振興

● 経済安全保障の徹底

III. 内外の環境変化への対応

国際環境の変化への対応

● 外交・安全保障の強化

- ・安全保障環境が一層厳しさを増す中、外交・安全保障双方の大幅な強化
- ・防衛力を5年以内に抜本的に強化

● 経済安全保障の強化

- ・経済安全保障推進法の着実な施行

● エネルギー安全保障の強化

- ・省エネ促進、再エネ、原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用

● 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

- ・食料安定供給、みどり戦略、輸出促進（2030年5兆円目標）、スマート農林水産業

● 対外経済連携の促進

- ・国際連携の強化（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）
- ・対日直接投資の推進（2030年80兆円目標）
- ・外国人材の受入れ・共生

防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

国民生活の安全・安心

IV. 中長期の経済財政運営、V. 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

・**財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。**経済あつての財政であり、現行の目標年度により、**状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。**必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、**内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。**このため、**状況に応じ必要な検証を行っていく。**

・**官民連携による計画的な重点投資の推進、単年度予算の弊害是正、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）の推進とEBPMの徹底強化、税制改革。**

・**全世代型社会保障をはじめとする持続可能な社会保障制度の構築、その他歳出分野（社会資本整備、地方行財政、教育・研究活動の推進）の取組を実施。**

・令和5年度予算において、**本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。**

経済財政運営と改革の基本方針2022 第1章

I. 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、**内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている**。

社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ、官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を中長期的に行い、課題解決と経済成長を同時に実現

経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を起動

コロナ禍からの回復とウクライナ情勢の下でのマクロ経済運営

◆ 当面のマクロ経済運営

・世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、**当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。**

【第1段階】 総合緊急対策を講ずることにより、**国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。予備費の活用等により予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保。**

【第2段階】 骨太方針2022や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画を**ジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。**

・大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める**経済財政運営の枠組みを堅持**。民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、**躊躇なく機動的なマクロ経済運営**を行う。日本銀行においては、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待。

◆ 経済社会活動の正常化に向けた感染症対策

- ・**医療提供体制の強化**（新型コロナの専用病床化、個別の病院名を明らかにした病床の確保、即応病床の増床、病床の使用率向上）
- ・医療DX、医療情報の基盤整備、G-MISやレセプトデータ等により**医療体制の稼働状況の徹底的な「見える化」**
- ・**ワクチン、検査、経口治療薬の普及**等、マイナンバーカードを使ったワクチン接種証明書のデジタル化等による入国時の円滑な確認体制の整備
- ・国際的な人の往来の活発化に向け、G7諸国並みの円滑な入国を可能とする**水際措置の見直し、水際対策の緩和**
- ・危機に迅速・的確に対応するための**司令塔機能の強化等、中長期的観点から必要な対応の取りまとめ**

中長期の経済財政運営

・持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。**経済あつての財政**であり、**経済をしっかりと立て直す**。そして、**財政健全化**に向けて取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2022 第2章①

II.新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

◆ スキルアップ（人的資本投資）

- ・2024年度までの3年間で4000億円規模の施策パッケージ
- ・今年中に非財務情報の開示ルールの策定、四半期開示の見直し
- ・リカレント教育、円滑な労働移動促進、同一労働同一賃金の徹底

◆ 多様な働き方の推進

- ・ジョブ型の雇用形態、裁量労働制、副業・兼業、選択的週休3日制度
- ・良質なテレワーク促進、フリーランスが安心して働ける環境の整備

◆ 質の高い教育

- ・給付型奨学金等を多子世帯等の中間層へ拡大、柔軟な返還・納付（出世払い）
- ・大学等の機能強化（成長分野への再編促進、自然科学（理系）分野の学生割合の目標設定（5割程度など）、文理の枠を超えた人材育成）

◆ 賃上げ、最低賃金の引上げ

- ・賃上げ機運の一層の拡大（事業再構築・生産性向上等支援、適切な価格転嫁の環境整備）
- ・できる限り早期に最低賃金が全国加重平均1000円以上になることを目指す

◆ 「資産所得倍増プラン」

- ・NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等の政策を総動員し、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定

(2) 科学技術・イノベーションへの投資

- ・量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野へ官民連携による投資の抜本拡充
- ・宇宙・海洋分野の取組の強化
- ・世界と伍する研究大学の実現に向けたガバナンス体制の確立、規制改革地域中核大学等における産学官連携など戦略的経営の抜本強化
- ・若い人材に対する支援の強力な推進（研究に専念できる支援策の深化、「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進を含む国際頭脳循環の活性化）

(3) スタートアップ（新規創業）への投資

- ・実行のための司令塔機能を明確化、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定
- ・資金調達の環境整備（IPOプロセス見直し、ベンチャーキャピタル投資拡大）
- ・起業を支える人材の育成や確保、経営人材等のマッチングの支援
- ・研究開発・販路開拓の支援、オープンイノベーションの活性化

(4) グリーン転換（GX）への投資

- ・官民連携の下、グリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、脱炭素に向けたロードマップを年内に取りまとめる
- ・150兆円超の官民投資を実現ため、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化の中で、政府資金を将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」で先行調達し、予見可能な形で投資支援に回していくことと一体で検討
- ・「規制・支援一体型の投資促進策」の具体化、GXリーグの段階的発展・活用、トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用
- ・地域脱炭素の加速化（人材育成、脱炭素経営向上、資金供給等）

(5) デジタル転換（DX）への投資

- ・今後3年間で「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく法令等の見直しを行い、デジタル原則への適合を目指す
- ・自動運転車や空飛ぶクルマ、物流・人流分野のDX・標準化、MaaS、テクノロジーマップ、バンダーロックイン解消検討、サイバーセキュリティ戦略
- ・行政のデジタル化推進、マイナンバーカードの普及
- ・医療・介護等にかかるデータ・プラットフォームの整備
- ・「自治体DX推進計画」の改定、地方自治体のデジタル化推進

経済財政運営と改革の基本方針2022 第2章②

II.新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(1) 民間による社会的価値の創造

◆ PPP/PFIの活用等による官民連携の推進

- ・新たなアクションプランに基づき、取組を抜本強化。今後5年間で「重点実行期間」とし関連施策を集中投入。PFI推進機構の機能も活用・強化
- ・スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナルへのコンセッションの導入

◆ 社会的インパクト投資、共助社会づくり

- ・社会的起業家の支援強化、民間で公的役割を担う新たな法人形態の検討
- ・休眠預金法施行5年後見直しに際して必要な対応実施、PFS/SIB推進に向けた環境整備、NPO法人の活動促進、官民連携による協働促進

◆ イノベーションを促す競争環境の整備

- ・取引慣行の改善や規制の見直しを提言するアドボカシー（唱導）機能の強化

(2) 包摂社会の実現

◆ 少子化対策・こども政策

- ・「こども家庭庁」の創設、ライフステージに応じた総合的な取組の推進、日本版DBSの導入、こどもの貧困解消、改正児童福祉法の円滑な施行
- ・こども政策について、必要な政策を体系的に取りまとめ、充実を図る。必要な安定財源は、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討

◆ 女性活躍

- ・男女間賃金格差の開示義務付け、男性の育児休業取得促進、女性の参画拡大、困難な問題を抱える女性に対する支援、女子学生等の理工系分野の選択促進

◆ 共生社会づくり

- ・包括的支援体制の整備、生活困窮者への自立相談支援等の強化
- ・認知症や障害者等に対する支援、性的マイノリティへの理解促進

◆ 孤独・孤立対策

- ・社会的処方活用の活用、ひきこもり支援、自殺総合対策
- ・地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備

◆ 就職氷河期世代支援

- ・2023年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、正規の雇用者の30万人増を目指す

(3) 多極化・地域活性化の推進

◆ デジタル田園都市国家構想

- ・スマートシティの実装、5G・光ファイバ等通信インフラの更なる整備、ポスト5G/Beyond5G、2026年度末までにデジタル推進人材230万人育成

◆ 分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築

- ・物流・人流ネットワークの早期整備・活用、リニア中央新幹線の整備促進、港湾におけるAIターミナルの実現、航空ネットワークの維持・活性化
- ・地域公共交通ネットワークの再構築、自動運転等のインフラ整備

◆ 多極化された仮想空間へ

- ・Web3.0、NFT、メタバースなど分散型のデジタル社会の実現に向けて必要な環境整備

◆ 関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり

- ・関係人口の実態把握、ふるさと納税、サテライトオフィスの整備、沖縄・北海道振興

◆ 中堅・中小企業の活力向上

- ・事業再構築・生産性向上支援、取引適正化、地域企業でのDX実現

◆ 債務が増大している企業や家計への対応

- ・債務減免を含めた債務整理等の収益力改善・事業再生・再チャレンジの支援、新たな事業再構築去留の整備、緊急小口資金等の償還免除

◆ 観光立国の復活

- ・国内需要喚起策、観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- ・インバウンドの戦略的回復、CIQ等の受入環境の整備、水際対策

◆ 文化芸術・スポーツの振興

- ・日本の文化芸術・コンテンツの魅力の内外への発信・展開、スポーツの成長産業化

(4) 経済安全保障の徹底

- ・エネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底、自由貿易推進と不公正な経済活動への対応強化

経済財政運営と改革の基本方針2022 第3章

Ⅲ.内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

- ・安全保障環境が一層厳しさを増す中、外交・安全保障双方の大幅な強化
- ・**国際秩序の維持・発展のための外交を積極展開**（日米同盟を基軸に豪印等の国・地域と協力の深化、ODAや実施体制など外交力を強化）
- ・新たな国家安全保障戦略等の検討を加速し、**防衛力を5年以内に抜本的に強化**。令和5年度予算については、予算編成過程において検討。

(2) 経済安全保障の強化

- ・経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障に関する経済施策を総合的・効果的に推進
- ・**経済安全保障推進法の着実な施行、サプライチェーン・官民技術協力関連施策は先行して可能な限り実施**

(3) エネルギー安全保障の強化

- ・省エネ促進、再エネ、原子力など**エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用**
- ・電力ネットワークやシステムの整備、サプライチェーン維持・強化、安全最優先の原発再稼働、実効性のある原子力規制、原子力防災体制の構築

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

- ・生産資材の安定確保、飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料・木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰対策の構築を検討。**食料の安定供給確保に必要な総合的対策の構築に着手**
- ・**みどり戦略**実現、**輸出促進**(2030年5兆円目標)、**スマート農林水産業**の実装

(5) 対外経済連携の促進

◆ 国際連携の強化

- ・自由で公正な経済圏の拡大、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化
- ・世界のSDGs達成に貢献
- ・**国際的ルールづくり、国際連携（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）**
- ・サプライチェーンにおける人権尊重、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成

◆ 対日直接投資の推進

- ・2030年に80兆円の目標達成に向け、**投資先としての魅力向上**
- ・経済安全保障の観点にも留意しながら、**DX・GXの推進等に資する支援**
- ・国際金融センターの機能強化、国際仲裁の活性化

◆ 外国人材の受入れ・共生

- ・高度外国人材の受入れ・活躍推進、技能実習制度の運用適正化
- ・外国人との共生社会実現に向けた取組（外国人が暮らしやすい地域づくり等）

2. 防災・減災、国土強靭化の推進、東日本大震災等からの復興

◆ 防災・減災、国土強靭化

- ・**必要・十分な予算を確保**し、引き続き、「**5か年加速化対策**」等を推進
- ・**5か年加速化対策後も、中長期かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進める重要性等を勘案し、次期「国土強靭化基本計画」に反映**

◆ 東日本大震災等からの復興

- ・被災地の復興・再生に全力を尽くす

3. 国民生活の安全、安心

- ・テロの未然防止、**インテリジェンス機能強化を含むサイバーセキュリティ対策**、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策、有事への国民保護施策
- ・**次期「再犯防止推進計画」の策定**、予防司法支援機能・総合法律支援の充実・強化、司法分野のデジタル化、第4次犯罪被害者等基本計画を基として、取組強化、司法外交の推進
- ・**消費者の判断を歪めるようなデジタル広告対応の制度整備**等消費者政策

経済財政運営と改革の基本方針2022 第4、5章

Ⅳ.中長期の経済財政運営

中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

・**財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。**経済あっての財政であり、現行の目標年度により、**状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。**必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、**内外の経済情勢等を常に注視**していく必要がある。このため、**状況に応じ必要な検証**を行っていく。

◆ 官民連携による計画的な重点投資の推進

・計画的な投資と課題解決に必要な制度改革を**含めたロードマップを官民で共有**し、それに基づいて、**必要な財源を確保しつつ、事業の性質に応じた基金や、税制も活用しながら、大胆な重点投資を、官民連携の下で中長期的かつ計画的に推進**する。

◆ 単年度予算の弊害是正

・**単年度主義の弊害を是正**し、国家課題に計画的に取り組む。事業の性質に応じた**基金の活用等や、年度を跨ぐ予算執行**が可能となるよう柔軟・適切に対応。

◆ 持続可能な債務管理に向けて

・今後も、**安定的な国債の借換えのための環境を実現**していく必要。債務残高対GDP比をコントロールしていく観点からも**名目成長率を高めることが重要**。

◆ 効果的・効率的な支出の推進とEBPMの徹底強化等

- ・**ワイスペンディング**の推進に向けて、**見える化、インセンティブ改革**等の抜本強化。
- ・**行政事業レビューシート**の予算編成時の活用、基金等のPDCA推進
- ・**経済社会の構造変化**に対応した税制改革

個別分野の改革

◆ 持続可能な社会保障制度の構築

・全世代型社会保障の構築に向けて、世代間の対立に陥ることなく、全世代にわたって広く基本的な考え方を共有し、**国民的な議論を進めていく**。

・全世代型社会保障構築会議で、2040年頃を視野に、**短期的及び中長期的課題を整理し、中長期的な改革事項を工程化**した上で、政府全体で取組を進める。

・総理を本部長とする「**医療DX推進本部（仮称）**」の設置や**保険証の原則廃止を目指した取組の推進**、良質な医療を効率的に提供する体制を整備。

◆ 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

・インフラのオープン化・データ連携、i-Constructionの推進など、**インフラ分野のDX**を加速

・**中長期的な見通しの下、今後も必要な事業量を確保**しつつ、実効性のあるPDCAサイクルを回しながら、**社会資本整備を着実に推進**

◆ 国と地方の新たな役割分担

・国・地方間、自治体間の**役割分担等の在り方を明確化する検討**を進める

・法令上新たな計画策定の義務付け・枠付けを定める場合には必要最小限とする

◆ 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

・**教育DX**と連動した教育の**ハード・ソフト・人材の一体改革**、学びの基盤的な環境整備

・**国際性向上**等による**研究の質及び生産性の向上**

Ⅴ.当面の経済財政運営と令和5年度の予算編成に向けた考え方

・令和5年度予算において、**本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進**する。ただし、**重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない**。

・新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」、「DXへの投資」の分野について、**計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進**する。

・事業の性質に応じた基金の活用等や、年度を跨いだ予算執行が可能となるよう柔軟かつ適切に対応すること等により、**単年度主義の弊害を是正**に取り組む。コロナ禍での累次の補正予算の使い道や成果を**見える化**するとともに、**EBPMやPDCAの取組**を推進し、**効果的・効率的な支出（ワイスペンディング）**を徹底する。 6

(参考1)

概要

総論

○ 歴史の転換点における財政運営

- ・ 米国をはじめとする利上げへの転換、オミクロン株の流行、ロシアによるウクライナ侵略などの事態が相次いで起きた。不確実性が増大する中、**危機においても我が国が円滑に資金調達できるよう、財政の対応余力を持つておく必要性**が高まっている。経済・財政の「正常化」に向けた取組を加速させていく必要がある。
- ・ 我が国の債務残高が累増する要因は、社会保障をはじめとする受益と負担のアンバランス。まず達成すべき**2025年度プライマリーバランス（PB）黒字化などの財政健全化目標を堅持**し、持続可能な財政構造に向けて、歳出・歳入両面の改革を進める必要がある。
- ・ 新型コロナ、ロシアによるウクライナ侵略が、インフレの低位安定局面の終焉や、ブロック経済化のきっかけになるとの指摘もなされている。中長期的には脱炭素化の動きも物価上昇をもたらす可能性（グリーンフレーション）。世界経済、日本経済の**中長期の構造的な変化となる可能性も念頭に、経済・財政運営に臨む必要がある**。
- ・ 金利上昇局面に入る場合、利払費の上昇が財政制約を強める。国債の格下げが生じれば、日本企業の競争力も低下しかねない。

○ 財政健全化目標の堅持の必要性

- ・ **主要諸外国においては、財政健全化に向けた取組が行われている**。例えばEUでは、制裁措置の適用を一時的に停止しているものの、財政収支の均衡が目標であることに変わりはなく、「次世代EU」資金については、プラスチック賦課金などにより財源を確保。
- ・ 今後、貿易赤字の定着のおそれがあり、財政や円に対する**市場の信認がこれまで以上に問われる中、仮にPB目標を後退させれば信認を失うリスクが大きい**。成長率と金利の関係が変化しても債務残高対GDP比を減少できるよう、PB黒字化を達成する必要がある。

○ 個々の歳出を効果のあるものにする取組

- ・ 経済成長のために「カネ」と「ひと」の目詰まり状態を解消し、**企業と個人の行動変容を実現するための具体的政策**が必要。財政支出や税制より、規制改革や新たなルールづくりのほうが効果的な場合もある。
- ・ 「デフレギャップを埋める」といった**予算規模ありきの考え方では、人材や経営資源を従来の取組にとどめおき、成長力は高まらない**。個々の予算において、**定量的な成果目標と結果検証**が求められる。「アウトカム・オリエンテッド・スペンディング」を行う必要がある。
- ・ 基金への予算措置では、事業の性質等を踏まえ、**基金方式の必要性を個別に精査**すべき。執行段階では、基金のPDCAの枠組みを活用し、合理性・現実性のある事業見込み等に基づいた**事業継続・保有額等の精査等**を実施し、効果的・効率的な活用を行うべき。

○ 財政に関する広報と教育

- ・ 経済・金融情勢が変化する中、財政や受益と負担の在り方について考える機会を作ることは重要。**財政の現実を適切に伝えられるよう、広報、教育に一層注力していくべき**。高校において必修科目「公共」が開始。財務省も学習教材の作成等で積極的に貢献すべき。

1. 社会保障

(新型コロナウイルス感染症への対応)

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応として、**医療では16兆円程度、雇用・生活支援では6兆円以上の予算措置**がなされている。
- ・ **医療機関支援**として、病床確保料の仕組みを改め、**感染拡大前など一定の合理的な時点と同水準での診療報酬を支払う手法を**検討するとともに、少なくとも国公立病院について、**受け取った病床確保料の実績や患者の受入れ実績等を遡って「見える化」**すべき。
- ・ **ワクチン等の確保**について、**費用対効果**を考慮すべき。**ワクチンの接種費用・接種体制整備への国の財政支援**は、予防接種法上の特例臨時接種に対してのものであり、**新型コロナウイルスのまん延予防の必要性やワクチンの有効性など前提の変化に応じて、在り方を見直す**べき。
- ・ **雇用調整助成金の特例措置**について、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、**段階的に縮減**すべき。また、**生活支援**について、相談支援・居住支援の強化が必要であり、**財源を確保したうえで平時の対応につなげる**ことも検討すべき。

(医療)

- ・ **地域医療連携推進法人も活用した地域医療構想の着実な推進**や**かかりつけ医機能が発揮される制度整備（かかりつけ医の制度化）**等、効率的で質の高い医療提供体制の整備に向けた制度面の取組が最重要である。また、令和4年度予算編成の大臣合意の経緯を踏まえ、診療報酬改定への具体的な提言を強化すべき。**本年4月に解禁されたリフィル処方箋について、患者・国民目線から積極的な活用を図る**べき。
- ・ **薬価総額についてマクロ経済スライドの導入**も検討しつつ、**毎年薬価改定の完全実施**をはじめ、**薬剤費の適正化**を徹底すべき。
- ・ 医療費適正化計画の策定や保険者機能の強化に際して、**予防・健康づくりを重視した優先順位を見直し、多剤・重複投薬の解消やリフィル処方への切替えなどの医療の効率的な提供**についての取組を充実すべき。

(介護)

- ・ 人材確保・処遇改善のために効率的な介護サービス提供体制の構築を図ることが重要である。ICTの実用化やタスクシフトによる人材活用など**業務負担軽減と効率的な人員配置**を推進することに加え、費用構造の改善に資する**経営の大規模化・協働化**を図るべき。

(子ども・子育て)

- ・ こども政策を推進していくに当たっては、**真に子どもや子育て世帯のためになる支援の充実**を考えていく必要がある。また、**将来の子どもたちに負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保**すべきであり、その際、**税財源以外の方策も含め幅広く検討**を行っていく必要がある。

2. 地方財政

- ・ **一般財源総額実質同水準ルール**の下、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組み、生じる財源余剰を活用し地方公共団体の**臨時財政対策債の圧縮**を行うなど、引き続き**国・地方一体**となって**財政の健全化につなげていくことが重要**。

3. 文教・科学技術

- ・ 経済社会の持続的な成長に向け、教育や研究の質の向上が重要。人口減少や厳しい財政事情を踏まえれば、人的リソースの質を向上させ、財政資金を有効に活用していくために、**構造的課題を解決することがまず不可欠**。
- ・ 義務教育については、教員が授業等に注力できる環境を整備するため、**エビデンスに基づき**、部活動改革や学校行事の精選、デジタル化による業務の効率化を推進し、**教員の働き方改革を更に進めることで、教育の質を向上させることが必要**。
- ・ 高等教育については、経済社会のニーズと高等教育のミスマッチを解消するため、**大学設置基準等の規制の見直しや補助金の配分の大胆なメリハリづけが必要**。修学支援新制度が、大幅な定員割れ大学の救済とならないよう、**機関要件を厳格化**すべき。
- ・ 科学技術については、**国際性・人材流動性の向上、基金における機動的な資金配分見直し**、効果的・効率的な研究費配分や民間資金の最大限の活用等を進めるべき。

4. 社会資本整備

- ・ 災害被害の軽減のみならず、行政効率化等を通じた財政の持続性の確保に向け、**災害リスクの低い土地への居住等の集中化・コンパクト化**を進めるため、既存ストックを最大限活用した**事前復興計画**を策定するとともに、**中長期的な国土計画**にも位置付けていくべき。
- ・ **経済成長等につながるストック効果の最大化**を図るため、KPIを明確にした**業績連動型の補助制度**の創設、利水ダムの事前放流等による治水効果を織り込んだ**ハード整備の必要量の精査、発注方法の工夫**など、適切な事業選定や事業執行の在り方を検討すべき。
- ・ **将来の維持管理コストも考慮に入れたアセットマネジメント**を進めるため、**新技術等の効果を踏まえたライフサイクルコストの推計手法**について検討するとともに、高速道路や整備新幹線につき、適切な**受益者負担に基づく整備・維持管理**を進めるべき。

5. グリーン

- ・ 地球温暖化対策に係る導入支援や研究開発・実証事業への補助といった予算事業については、**民間の自主的な取組を促し、産業構造・経済社会の変革や非連続的なイノベーションに資するものとすべき**であり、施策の必要性・有効性・効率性を不断に検証し、重点化していくことが必要。
- ・ 地球温暖化対策を行っていくにあたっては、負担を先送りにしないよう**必要な財源を確保しながら取り組んでいくことが不可欠**。

6. 産業・中小企業

- ・ 過大な公的支援は、新陳代謝の阻害、民業圧迫、補助金依存の強まり、過大投資の誘発、不正の誘発等の弊害。**真に必要な先に着実に支援を届ける一方、一時的かつ非常時の支援については順次縮減・見直すなど、メリハリを強化すべき。**また、これまでの施策の効果について検証すべき。

7. 防衛

- ・ 新たな国家安全保障戦略等の「三文書」の策定については、安全保障面のみならず、**財政面においても極めて重要**であり、**国民の「合意」と「納得」を得ることが不可欠。**
- ・ 緊迫化する安全保障環境に応じた「真に有効な防衛力」を持つためには、防衛予算の規模ありきではなく、長年我が国が維持してきた**防衛態勢**、成果を得るために多くの時間と費用を要する**研究開発**、構造的な課題を抱える我が国の**防衛産業**などについて、様々な課題を洗い出した上で、**現実を直視した議論を正面から行うべき。**
- ・ 防衛力には、国民社会・経済・金融の安定が不可欠。有事に備え、かつ、抑止するため、防衛力の強化は、**経済・金融・財政面における「脆弱性」を低減するためのマクロ経済運営と一体として進めなければならない。**

1. 全世代型社会保障の構築に向けて

《課題と目指すべき方向》

- 「成長と分配の好循環」の実現のためには、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要。
- 社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」として、「子育て・若者世代」への支援や、「社会経済の変化に即応した社会保障制度」の構築が重要。
- 包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断、格差、就労の歪みが生じないようにすべき。これにより、中間層を支え、厚みを増すことに寄与。

《今後の取組》

- 短期的及び中長期的な課題について、「時間軸」を持って、計画的に取り組む。「地域軸」も意識。
- 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、能力に応じて皆が支え合い、人生のステージに応じて必要な保障を確保することが基本。
- 世代間対立に陥ることなく、国民的な議論を進めながら対策を進めていくことが重要。

2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

- 今なお子育て・若者世代は、「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られる状況が多い。「仕事と子育ての両立」の実現のため、早急に是正されるべき。
- このため、①妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度の構築、②働き方や子どもの年齢に応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育など多様な両立支援策を誰もが選択し、利用できる環境の整備が望まれる。

- 改正育児・介護休業法による男性育休の推進、労働者への個別周知・意向確認のほか、保育サービス整備などの取組を着実に推進。
- 子育て・若者世代が不安を抱くことなく、仕事と子育てを両立できる環境整備のため更なる対応策について、国民的な議論を進めていく。
- こども家庭庁の創設を含め、子どもが健やかに成長できる社会に向け、子ども・子育て支援の強化を検討。

3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- 働き方の多様化が進む中、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進めることが必要。
- 勤労者皆保険の実現に向けて取り組んでいくことが必要。



- 令和2年年金制度改正法に基づき、被用者保険の適用拡大を着実に実施。さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等を検討。
- フリーランスなどについて、被用者性等をどう捉えるかを検討。その上で、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討。
- 女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制、企業の諸手当などについて働き方に中立的なものにしていく。

4. 家庭における介護の負担軽減

- 今後、要介護高齢者が大幅に増加し、単身・夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下が予想される。
- 介護についても、仕事との両立が重要。
- 認知症の人の増加など。



- 圏域ごとの介護ニーズを踏まえたサービスの基盤整備、在宅高齢者について地域全体での基盤整備。
- 介護休業制度の一層の周知を行うことを含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応。
- 認知症に関する総合的な施策を更に推進。要介護者及び家族介護者等への伴走型支援などの議論を進める。ヤングケアラーの実態を把握し、効果的な支援策を講じる。

5. 「地域共生社会」づくり

- 孤独・孤立や生活困窮の人々が地域社会と繋がりながら、安心して生活を送れる「地域共生社会」づくりに取り組む必要。
- 「住まい」をいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題。制度的な対応も含めた検討が求められる。



- ソーシャルワーカーによる相談支援、多機関連携による総合的な支援体制。分野横断的な取組を進める。
- 住民に身近な地域資源を活用しながら、地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」を強化。
- 住まい確保の支援のみならず、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供も含め検討。その際には、空き地・空家の活用やまちづくりなどの視点も必要。

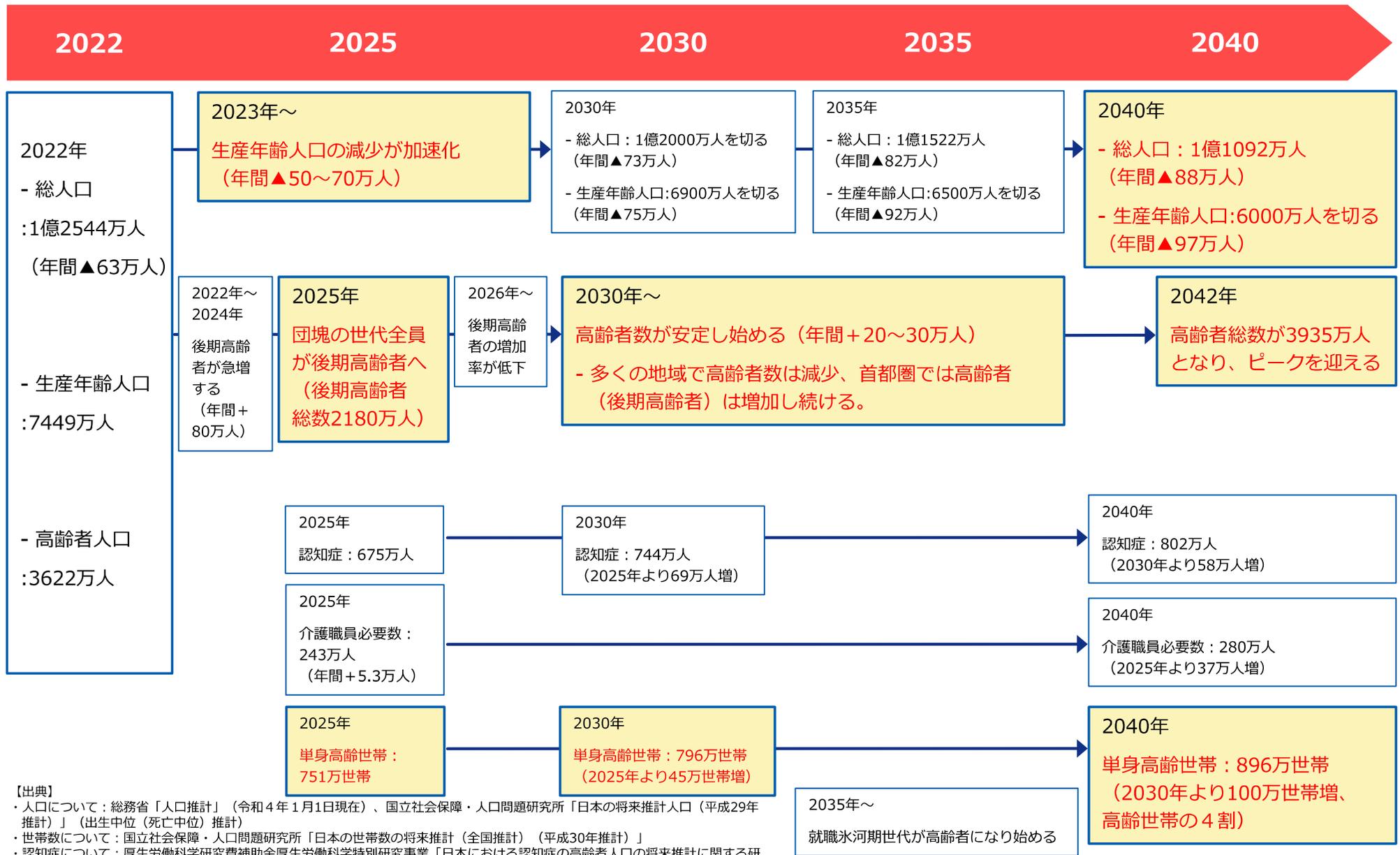
6. 医療・介護・福祉サービス

- 今後の高齢化の進展とサービス提供人材の不足を踏まえると、医療・介護提供体制の改革や社会保障制度基盤の強化は必須。
- コロナ禍により、地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかる課題に直面。機能分化と連携を重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めるべき。
- データの連携、総合的な活用は、社会保障の各分野におけるサービスの質の向上等に重要な役割を果たす。
- サービスの質の向上、人材配置の効率化、働き方改革等の観点。



- 「地域完結型」の提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて着実に推進。
- かかりつけ医機能が発揮される制度整備を含め、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の改革を推進。
- 地域医療構想について、第8次医療計画策定とあわせて議論を進める。さらに2040年に向けバージョンアップ。
- データ活用の環境整備を進め、個人・患者の視点に立ったデータ管理を議論。社会保障全体のDXを進める。
- ICTの活用、費用の見える化、タスクシェア・タスクシフティングや経営の大規模化・協働化を推進。

(参考) 2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し



【出典】

- ・人口について：総務省「人口推計」（令和4年1月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）
- ・世帯数について：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30年推計）」
- ・認知症について：厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮利治（平成27年3月））。各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計。
- ・介護職員数の必要数について：市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。